

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）における代用計画の作成について

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）については、令和8年度からの実施に伴い、三豊市こども計画（第三期市町村子ども・子育て支援事業計画）において量の見込み、確保方策を策定いたしましたが、このたび国の計画策定に伴う「基本指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が改定されました。（令和7年9月16日付国通知）

1 改定の概要

- ① 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ② 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制とは】

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）は0歳6か月から満3歳までを対象とした制度であるため、利用こどもが満3歳到達以降に教育・保育施設等の利用を希望した場合に、スムーズに移行することができるよう施設、事業者間の連携・接続の推進や、利用者へ情報を周知すること。

2 本市の対応

上記①については、三豊市こども計画(p73)にて策定記載済み。

上記②については、三豊市こども計画に未記載であり、計画上位置づけをする必要がある。しかし、今回国通知において子ども・子育て支援事業計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合には「代用計画」によることが可能とされ、参考様式が示されていることから、代用計画を作成することで対応する。

なお、三豊市こども計画は令和9年度に中間見直しを行う予定であり、今回代用計画とする、事業者と教育・保育施設間の連携体制などを検討して、三豊市こども計画に反映することとしたい。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

三豊市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

○乳児等通園支援事業は対象となる年齢が満3歳未満であることから、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示した、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとその保護者を対象とし、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。三豊市では令和7年度は実施の予定はありませんが、令和8年度以降にすべての市町村で事業開始となるため、今後提供体制を整備します。

(単位:人日)

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	96	96	96	96
確保方策	-	96	96	96	96
1歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	48	48	48
確保方策	-	48	48	48	48
2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	48	48	48
確保方策	-	48	48	48	48

(18) 産後ケア事業

産後ケア事業を希望する産婦が誰でも利用できるよう、令和6年度から利用料を無償化したため、利用者が増加し、細やかな支援に繋がっています。出産(退院)後、市が委託している医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または助産師の訪問にて、母乳のこと、沐浴、赤ちゃんのお世話、産婦のメンタルヘルス等について助産師からケアを受けることが出来ます。妊娠期から周知をすることで、支援が必要な時期の利用に繋がりがやすくなっています。助産師からケアを受け、頼ることができ、母子の愛着形成が促される等の効果があります。

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	120	120	130	130
確保方策	115	120	120	130	130
(参考) 第2期計画の中の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12	0	11	17	115

※令和6年度は見込み値

乳児等通園支援事業所の認可及び利用定員に関する意見聴取について

市内において令和8年4月1日の開所を予定している乳児等通園支援事業所について、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき、認可に関する意見及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、利用定員についての意見を伺います。

1 事業の概要

① 制度趣旨

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

② 対象児童

保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども

③ 認可・確認手続き

事業の実施には、三豊市長の認可を受ける必要があり、認可基準は、「三豊市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めている。

また、三豊市長の確認も受ける必要があり、そのための運営基準については、条例を定めるまでの間は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令）で定める基準を基準とみなす。

参考

○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）より抜粋

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

六 利用定員

○特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）より抜粋

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

2 令和8年度の事業実施について

私立認定こども園1園より実施意向の申し出があり、加えて公立保育所3園にて実施予定である。

私立認定こども園での実施については児童福祉法に基づく認可についての意見聴取と子ども・子育て支援法の規定に基づく利用定員についての意見聴取を行う。

公立施設での実施については認可不要のため、子ども・子育て支援法の規定に基づく利用定員についての意見聴取のみを行う。

3 認可に関する意見聴取対象施設

(1) 名称等

名称：虹ヲわたり
 施設類型：幼保連携型認定こども園
 所在地：三豊市高瀬町比地 181 番地 1
 実施方法：余裕活用型
 実施日：月曜日から金曜日
 実施時間：9時00分から12時00分（3時間）
 給食提供：あり（自園調理）

(2) 利用定員

年齢	定員数/時間	定員数/月
0歳児	1人	6人
1歳児	1人	6人
2歳児	1人	6人

(3) 職員配置

年齢	保育に従事する職員	うち保育士数	必要な職員数	在園予定児 (こども園+乳児等通園支援)
0歳児	4人	3人	2人	4人
1歳児	3人	3人	3人	14人
2歳児	3人	2人	2人	12人

(4) 施設面積

区分	乳児等通園支援利用こども	R8.4.1 こども園 在園予定児童数	必要面積 (こども園+乳児等通園支援)	有効面積
0歳児(ほふく室)	1人	3人	13.2 m ²	54.19 m ²
1歳児(ほふく室)	1人	13人	46.2 m ²	56.20 m ²
2歳児 (保育室又は遊戯室)	1人	11人	23.76 m ²	43.45 m ²

(5) 令和8年度事業収支について

収入

科目	金額	備考
乳児等通園支援 給付費	741,500 円	
乳児等通園支援 事業利用料	156,000 円	給食費含む
計	897,500 円	

支出

科目	金額	備考
人件費	839,500 円	
給食材料費	48,000 円	
教材費	5,000 円	
消耗品費	5,000 円	
計	897,500 円	

(6) その他

虹ヲわたりを運営している社会福祉法人愛和福祉会（観音寺市）は観音寺市にて幼保連携型認定こども園の愛和ハーベストを、善通寺市にて吉原保育所を運営している。

吉原保育所では一時預かり事業を実施しており、保育所入所こどもと一時預かりこどもを同じ保育室内で保育している。

4 公立施設での事業実施

種別	名称	所在地	設置主体	利用定員
保育所	三豊市立 高瀬中央保育所	高瀬町新名 797 番地 1	三豊市	0 歳児：3 人 1 歳児：2 人 2 歳児：1 人
保育所	三豊市立 三野保育所	三野町大見甲 3864 番地 1	三豊市	0 歳児：3 人 1 歳児：2 人 2 歳児：1 人
保育所	三豊市立 豊中保育所	豊中町本山甲 2256 番地 1	三豊市	0 歳児：2 人 1 歳児：2 人 2 歳児：1 人

5 計画上の確保方策（必要利用定員）と確保予定数との比較

○三豊市こども計画より（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	96	96	96	96
	確保方策	—	96	96	96	96
1歳児	量の見込み	—	48	48	48	48
	確保方策	—	48	48	48	48
2歳児	量の見込み	—	48	48	48	48
	確保方策	—	48	48	48	48
合計	量の見込み	—	192	192	192	192
	確保方策	—	192	192	192	192



○計画値は年間であるため、12か月で除し、1か月あたりの計画値を算出（人日）

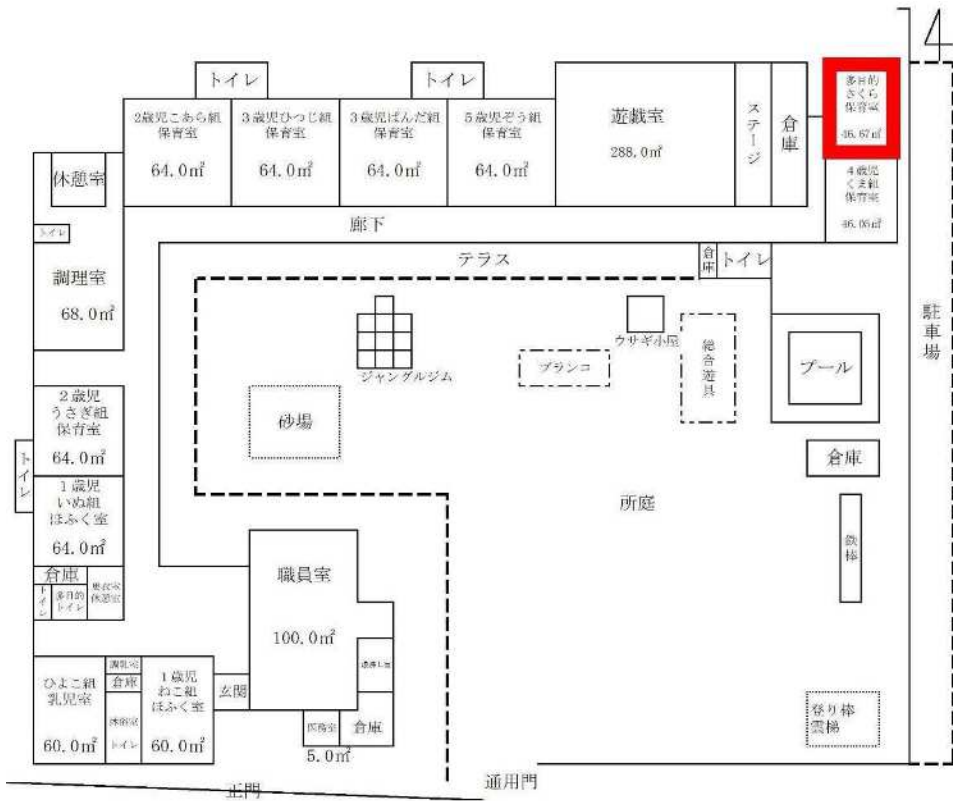
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	8	8	8	8
	確保方策	—	8	8	8	8
1歳児	量の見込み	—	4	4	4	4
	確保方策	—	4	4	4	4
2歳児	量の見込み	—	4	4	4	4
	確保方策	—	4	4	4	4
合計	量の見込み	—	16	16	16	16
	確保方策	—	16	16	16	16

※三豊市では160H/月の確保が必要

令和8年度確保予定	—	256
-----------	---	-----

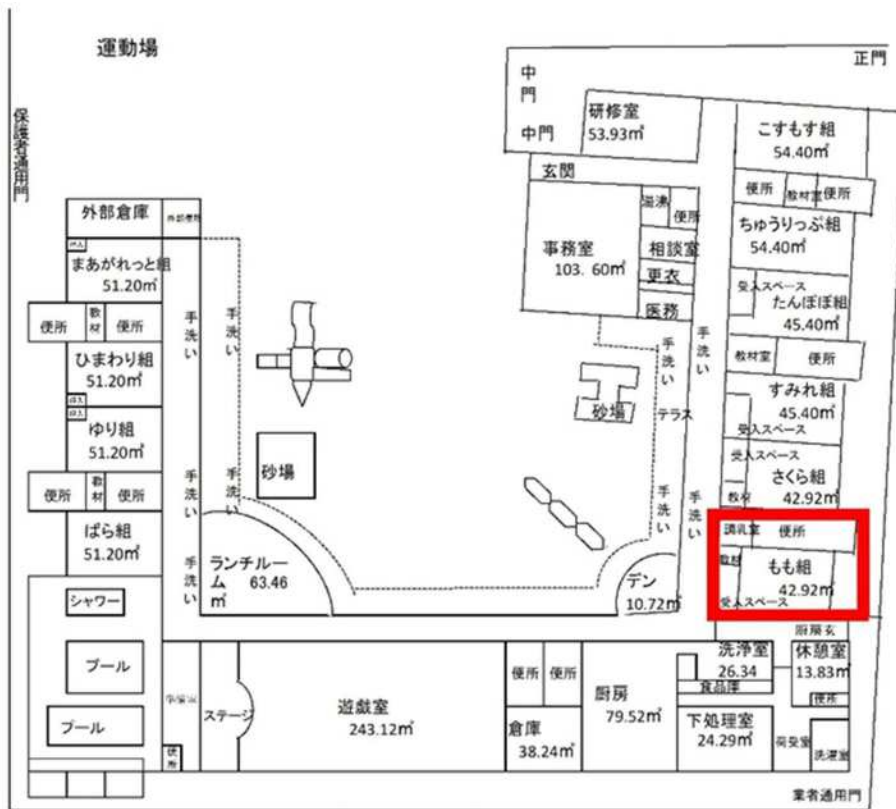
乳児等通園支援事業の確認(子ども・子育て支援法第54条の2)

施設の名称	三豊市立高瀬中央保育所	
所在地	三豊市高瀬町新名 797 番地 1	
設置主体	三豊市	
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日	
利用定員	【1 時間あたり】 0 歳児 … 3 人 1 歳児 … 2 人 2 歳児 … 1 人	【1 月あたり】 0 歳児 … 42 人 1 歳児 … 28 人 2 歳児 … 14 人
保育内容	開所時間	月曜日から金曜日 9:00~16:00
	実施方法	一般型（専用室独立実施）
	利用方法	柔軟利用、定期利用
職員数	園長	1 人
	保育士	2 人(うち非常勤保育士 1 人)
給食・調理	自園調理	
苦情解決	責任者	所長
	手続き	苦情申出書を提出してもらい、担当者はその内容について確認し、責任者及び委員に報告。責任者は話し合いによる解決に努め必要に応じて委員の助言を求める。担当者は受け付け、解決、改善までの経過と結果について書面に記録する。
緊急時の対応	こどもの体調に急変が生じた場合は、速やかに園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じ、保護者に連絡する。	
事故発生時の対応	園児の保護者及び三豊市等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるもとする。	



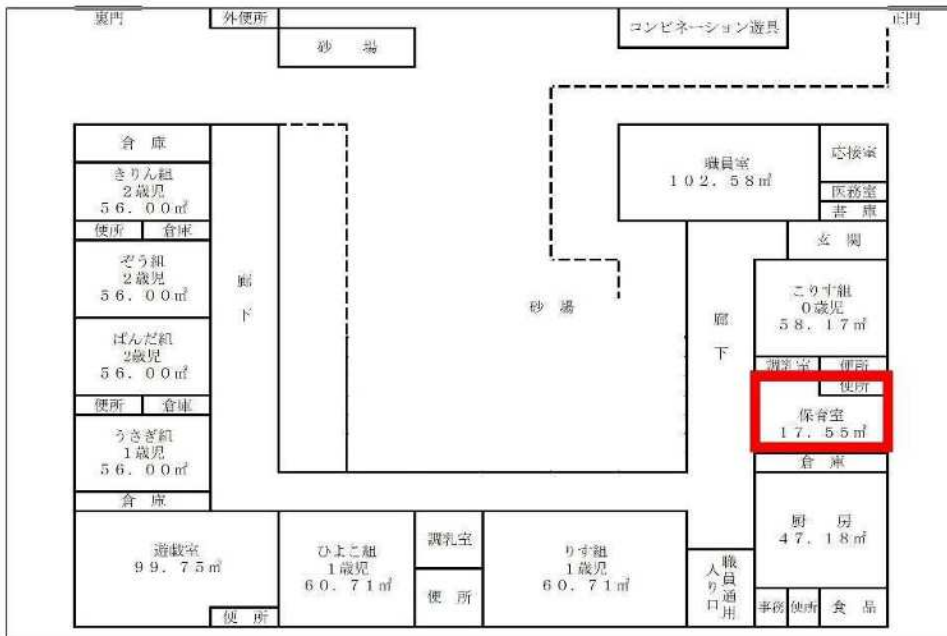
乳児等通園支援事業の確認(子ども・子育て支援法第54条の2)

施設の名称	三豊市立三野保育所	
所在地	三豊市三野町大見甲 3864 番地 1	
設置主体	三豊市	
開始時期	令和8年4月1日	
利用定員	【1時間あたり】 0歳児 … 3人 1歳児 … 2人 2歳児 … 1人	【1月あたり】 0歳児 … 42人 1歳児 … 28人 2歳児 … 14人
保育内容	開所時間	月曜日から金曜日 9:00~16:00
	実施方法	一般型(専用室独立実施)
	利用方法	柔軟利用、定期利用
職員数	園長	1人
	保育士	2人(うち非常勤保育士1人)
給食・調理	自園調理	
苦情解決	責任者	所長
	手続き	苦情申出書を提出してもらい、担当者はその内容について確認し、責任者及び委員に報告。責任者は話し合いによる解決に努め必要に応じて委員の助言を求める。担当者は受け付け、解決、改善までの経過と結果について書面に記録する。
緊急時の対応	こどもの体調に急変が生じた場合は、速やかに園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じ、保護者に連絡する。	
事故発生時の対応	園児の保護者及び三豊市等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるもとする。	



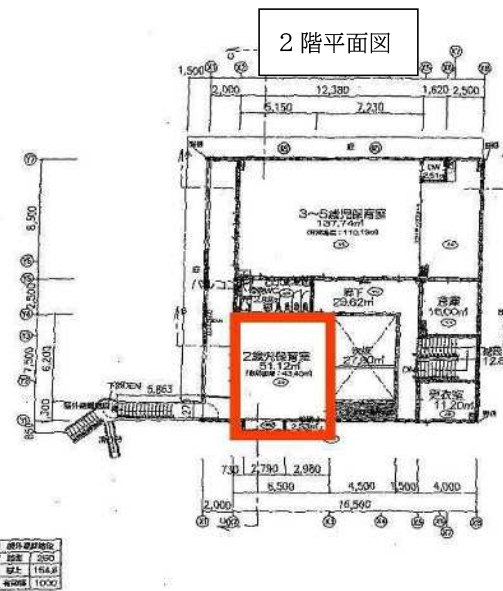
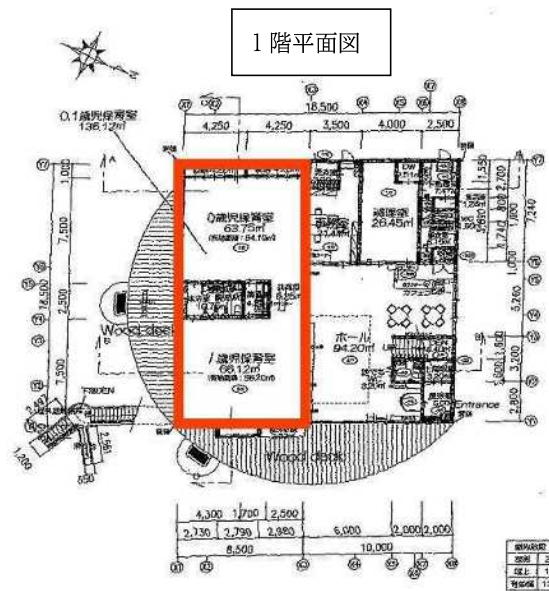
乳児等通園支援事業の確認(子ども・子育て支援法第54条の2)

施設の名称	三豊市立豊中保育所	
所在地	三豊市豊中町本山甲 2256 番地 1	
設置主体	三豊市	
開始時期	令和8年4月1日	
利用定員	【1時間あたり】 0歳児 … 2人 1歳児 … 2人 2歳児 … 1人	【1月あたり】 0歳児 … 28人 1歳児 … 28人 2歳児 … 14人
保育内容	開所時間	月曜日から金曜日 9:00~16:00
	実施方法	一般型(専用室独立実施)
	利用方法	柔軟利用、定期利用
職員数	園長	1人
	保育士	2人(うち非常勤保育士1人)
給食・調理	自園調理	
苦情解決	責任者	所長
	手続き	苦情申出書を提出してもらい、担当者はその内容について確認し、責任者及び委員に報告。責任者は話し合いによる解決に努め必要に応じて委員の助言を求める。担当者は受け付け、解決、改善までの経過と結果について書面に記録する。
緊急時の対応	こどもの体調に急変が生じた場合は、速やかに園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じ、保護者に連絡する。	
事故発生時の対応	園児の保護者及び三豊市等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるもとする。	



乳児等通園支援事業の認可(児童福祉法第 34 条の 15)
乳児等通園支援事業の確認(子ども・子育て支援法第 54 条の 2)

施設の名称	虹ヲわたり	
所在地	三豊市高瀬町比地 181 番地 1	
設置主体	社会福祉法人愛和福祉会 理事長 磯野 貴章	
開始時期	令和 8 年 4 月 1 日	
利用定員	【1 時間あたり】 0 歳児 … 1 人 1 歳児 … 1 人 2 歳児 … 1 人	【1 月あたり】 0 歳児 … 6 人 1 歳児 … 6 人 2 歳児 … 6 人
保育内容	開所時間	月曜日から金曜日 9:00~12:00
	実施方法	余裕活用型
	利用方法	柔軟利用、定期利用
職員数	園長	1 人
	保育士	10 人(うち看護師、幼稚園教諭を含む)
給食・調理	自園調理	
苦情解決	責任者	園長
	手続き	苦情申出書を提出してもらい、担当者はその内容について確認し、責任者及び委員に報告。責任者は話し合いによる解決に努め必要に応じて委員の助言を求める。担当者は受け付け、解決、改善までの経過と結果について書面に記録する。
緊急時の対応	こどもの体調に急変が生じた場合は、速やかに園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じ、保護者に連絡する。	
事故発生時の対応	園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるもとする。三豊市へも報告する。	



特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1 子ども・子育て会議の主な役割について

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置し、以下の事務を処理することとされている。

- ① 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

●施設の種類など

施設・事業類型		規模	認可	確認
特定教育・保育施設	幼稚園	規定なし	県	市 (利用定員の設定において子ども・子育て会議の意見聴取が必要)
	保育所	20人以上		
	認定こども園	20人以上		
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	5人以下	市 (子ども・子育て会議の意見聴取が必要)	
	小規模保育事業	6人～19人		
	居宅訪問型保育事業	1対1が基本		
	事業所内保育事業	数人～数十人		

【小規模保育事業の類型】

項目	A型	B型	C型
定員規模	6人以上 19人以下		6人以上 10人以下
保育従事者の資格	保育士	保育士+保育従事者 (1/2以上保育士)	家庭的保育者
職員配置	保育所と同じ配置基準+1名		全年齢で3:1(*注)
施設設備等	【0・1歳児】1人 3.3㎡以上 【2歳児】1人 1.98㎡以上		1人 3.3㎡以上

注) 保育補助者も配置する場合は5:2

●認可定員と利用定員

認可定員とは … 施設を設置するにあたり認可された施設の受け入れ上限定員
(保育室や職員数を勘案して決定する受け入れ定員)

利用定員とは … 法に基づく市の確認において定め、給付費の単価水準を定めるもの
利用定員が決められた施設は給付費が支給される
認可定員＝利用定員が基本
(子ども・子育て会議にて意見を聞く)

●認可と確認

認可とは … 施設・事業がその目的を果たすに相応しい基準を満たしていること
→ 主にハード面の基準(施設の最低基準、職員配置基準等)

確認とは … 施設・事業が公費の支給対象施設・事業であること
→ 主に施設の運営面、ソフト面の基準(運営規程の整備、運営上遵守すべきこと)

2 利用定員の設定について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の設置者からの申請に基づき市町村長が確認を行う際に、以下の点について留意し、認定区分(1号・2号・3号)ごとに利用定員を定めることとなっている。

○利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があること。

○利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意図を十分に考慮しつつ、地域の実情や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

○公定価格は、施設が運営する際に要する費用として国が定める価格であり、保護者からの保育料と市町村からの給付費(委託費)で構成される。

公定価格は、施設の規模(利用定員)により段階的に設定され、利用定員が少ない場合、子ども一人あたりの公定価格が高くなる。給付費(委託費)は、入園している子どもの数で、施設の事業者へ給付。

●認定区分について

区 分	施 設	認定区分	
		0～2 歳児	3～5 歳児
保育が必要でない	幼稚園、認定こども園	/	1号認定
保育が必要である	保育所、認定こども園 地域型保育事業等	3号認定	2号認定

施設名称	三豊市立松崎こども園
事業類型	保育所型認定こども園
設置者	三豊市
住所	三豊市詫間町松崎741番地1
事業概要 (目的)	<p>令和2年3月に策定、令和7年3月に改訂した「三豊市就学前教育・保育総合計画」に基づき、詫間区域内にある就学前教育・保育施設を再編するため、令和7年度末をもって須田保育所を閉所、松崎保育所と松崎幼稚園を統合し保育所型認定こども園へ移行して令和8年4月1日から開園することとしています。</p> <p>松崎こども園は、公立としては3園目となる認定こども園、「保育所型認定こども園」としては市内初のこども園となります。</p> <p>運営については、指定管理者制度により松崎保育所の管理運営を行っている民間事業者が引き続き行うこととし、こども園移行に伴う子どもの負担軽減を最小限に留めつつ、松崎地区の同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けられる環境を整備を行いました。</p>
利用定員 (予定)	<p>0歳児 … 10人(3号認定)</p> <p>1歳児 … 18人(3号認定)</p> <p>2歳児 … 22人(3号認定)</p> <p>3歳児 … 23人(1号認定5人、2号認定18人)</p> <p>4歳児 … 23人(1号認定5人、2号認定18人)</p> <p>5歳児 … 24人(1号認定5人、2号認定19人)</p> <hr/> <p>合 計 … 120人(1号認定15人、2号認定55人、3号認定50人)</p>
開始時期	令和8年4月1日

詫間地区就学前教育・保育施設：利用定員の設定

1. 詫間区域の児童数推移（各年度4月1日現在の住民基本台帳人口）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
詫間区域	0歳児	74	74	75	64	60	53	49	46	45	46
	1歳児	81	85	74	75	63	58	59	55	45	50
	2歳児	97	82	85	67	77	63	58	63	56	47
	3歳児	92	102	92	81	67	78	59	60	57	55
	4歳児	109	92	103	88	80	66	78	62	64	56
	5歳児	98	110	95	107	87	81	70	75	65	64
	計	551	545	524	482	434	399	373	361	332	318

2. 詫間区域の就学前教育・保育施設利用者数推移（各年度4月1日現在）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
松崎保育所 (4/1現在)	0歳児	9	7	3	4	6	1	5	1	2	2
	1歳児	13	15	15	12	12	12	12	12	12	12
	2歳児	22	20	20	18	18	13	16	17	15	14
	3歳児	14	20	22	19	18	22	13	17	17	17
	4歳児	8	8	21	18	19	17	19	13	16	19
	5歳児	5	7	7	20	19	19	18	18	15	17
小計		71	77	88	91	92	84	83	78	77	81
詫間保育所 (4/1現在)	0歳児	9	6	9	3	6	4	3	4	3	6
	1歳児	23	24	23	18	21	18	22	24	16	15
	2歳児	24	24	24	24	20	23	19	20	24	19
	3歳児	30	30	24	20	20	20	23	22	20	25
	4歳児	27	24	28	24	19	23	20	21	24	22
	5歳児	22	26	25	29	24	19	23	20	21	24
小計		135	134	133	118	110	107	110	111	108	111
須田保育所 (4/1現在)	0歳児	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	1歳児	4	8	9	12	6	6	1	3	4	1
	2歳児	18	10	13	6	16	10	8	3	5	4
	3歳児	12	17	20	11	9	12	8	5	4	5
	4歳児	9	11	11	20	12	10	11	7	5	2
	5歳児	8	9	12	11	19	13	9	11	7	5
小計		51	55	65	60	62	51	37	29	25	17
松崎幼稚園 (4/1現在)	3歳児	6	7	6	8	7	6	2	4	3	0
	4歳児	14	6	8	6	7	6	5	2	4	3
	5歳児	17	14	6	8	4	7	6	5	3	4
小計		37	27	20	22	18	19	13	11	10	7
詫間幼稚園 (4/1現在)	3歳児	28	23	18	24	12	15	14	10	9	8
	4歳児	45	41	32	21	23	14	19	17	11	10
	5歳児	44	47	42	39	22	24	14	19	18	10
小計		117	111	92	84	57	53	47	46	38	28
合計		411	404	398	375	339	314	290	275	258	244

3. 詫間区域の就学前教育・保育施設における利用定員

令和7年度利用定員

区域	幼稚園／ 保育施設	保育施設の区分	施設名	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
詫間区域	幼稚園	—	松崎幼稚園	45	—	—	—	45
	幼稚園	—	詫間幼稚園	75	—	—	—	75
	保育施設	保育所	松崎保育所	—	50	10	30	90
	保育施設	保育所	詫間保育所	—	70	10	40	120
	保育施設	保育所	須田保育所	—	50	—	20	70
合計				120	170	20	90	400



令和8年度利用定員

区域	幼稚園／ 保育施設	保育施設の区分	施設名	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
詫間区域	幼稚園	—	詫間幼稚園	75	—	—	—	75
	保育施設	保育所	詫間保育所	—	70	10	40	120
	認定こども園	保育所型認定こども園	松崎こども園	15	55	10	40	120
合計				90	125	20	80	315

※再編により、三豊市こども計画で定める量の見込みと同じ人数となる。

※参考

詫間区域の就学前教育・保育施設における量の見込みと確保方策（三豊市こども計画より）

（単位：人）

令和8年度	(ア) 1号認定 (3～5歳)	(イ) 2号認定 (3～5歳)	(ウ) 2号認定 (3～5歳)	(エ) 3号認定 (0歳)	(エ) 3号認定 (1歳)	(エ) 3号認定 (2歳)
必要利用 定員総数	19人	25人	113人	20人	33人	32人
三豊市こども計画 における確保方策	90人	1号認定で確保	125人	20人	37人	43人

80人

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

めみか保育園（豊中町）

1 利用定員の変更

・現行

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6人	12人	12人	10人	10人	10人	60人

・令和8年4月1日～



0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
5人	10人	10人	10人	10人	10人	55人

2 豊中区域の就学前教育・保育施設における利用定員

・現行

めみか保育園	小規模保育園つぼみ	豊中保育所	豊中幼稚園	合計
60人	12人	120人	270人	462人

・令和8年4月1日～



めみか保育園	小規模保育園つぼみ	豊中保育所	豊中幼稚園	合計
55人	12人	120人	270人	457人

3 豊中区域の児童数推移（各年度4月1日現在の住民基本台帳人口）

		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
豊中地区	0歳児	89	99	73	75	86	64	70	65	61
	1歳児	78	83	100	81	76	86	65	74	70
	2歳児	101	79	84	97	81	73	85	61	79
	3歳児	87	100	86	90	107	82	73	92	64
	4歳児	111	89	103	89	91	106	83	71	89
	5歳児	92	109	89	104	93	94	108	86	72
	合計	558	559	535	536	534	505	484	449	435

4 豊中区域の就学前教育・保育施設利用者数推移（各年度4月1日現在）

		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
めみか 保育園	0歳児	12人	6人	7人	3人	2人	1人	4人	4人	2人
	1歳児	12人	18人	21人	17人	9人	12人	13人	6人	12人
	2歳児	4人	12人	19人	18人	15人	9人	11人	13人	10人
	3歳児	4人	6人	13人	13人	18人	20人	5人	6人	13人
	4歳児	1人	6人	5人	13人	11人	17人	19人	5人	6人
	5歳児	0人	1人	4人	4人	10人	10人	15人	18人	5人
	合計	33人	49人	69人	68人	65人	69人	67人	52人	48人
小規模保育 園つぼみ	0歳児	2人	2人	1人	1人	3人	1人	3人	0人	1人
	1歳児	5人	5人	1人	5人	1人	5人	2人	5人	1人
	2歳児	1人	6人	5人	2人	5人	1人	6人	2人	5人
	合計	8人	13人	7人	8人	9人	7人	11人	7人	7人
豊中保育所	0歳児	3人	13人	6人	14人	13人	11人	8人	9人	6人
	1歳児	34人	30人	52人	34人	37人	36人	26人	34人	41人
	2歳児	64人	42人	41人	58人	47人	43人	44人	28人	44人
	合計	101人	85人	99人	106人	97人	90人	78人	71人	91人
豊中幼稚園	3歳児	79人	93人	72人	76人	86人	67人	60人	70人	48人
	4歳児	105人	80人	94人	76人	79人	90人	68人	62人	71人
	5歳児	87人	105人	82人	94人	81人	84人	91人	68人	64人
	合計	271人	278人	248人	246人	246人	241人	219人	200人	183人

5 豊中区域の就学前教育・保育施設利用者見込み（令和8年4月1日）

	めみか 保育園	小規模保育 園つぼみ	豊中保育所	豊中幼稚園	合計
0歳児	3人	3人	8人		14人
1歳児	5人	3人	33人		41人
2歳児	13人	1人	51人		65人
3歳児	10人			67人	77人
4歳児	14人			48人	62人
5歳児	7人			73人	80人
合計	52人	7人	92人	188人	339人

6 豊中区域の就学前教育・保育施設利における量の見込みと確保方策

令和8年度	(ア) 1号認定 (3～5歳)	(イ) 2号認定 (3～5歳)	(ウ) 2号認定 (3～5歳)	(エ) 3号認定 (0歳)	(エ) 3号認定 (1歳)	(エ) 3号認定 (2歳)
必要利用 定員総数	40人	152人	33人	26人	41人	45人
三豊市こども計画 における確保方策	270人	1号認定で確保	30人	37人	69人	75人
確保見込み	270人	1号認定で確保	30人	36人	67人	73人
必要定員数と 確保見込みの差	0	0	△3人	10人	26人	28人

スマはび丘の上 station(高瀬町)

1 利用定員の変更

・ 現行

・ 令和8年4月1日～(予定)

1号認定	2.3号認定
15人	30人



1号認定	2.3号認定
5人	45人

2 利用者数推移

(各年度4月1日現在※令和3年度は開所の9月1日時点)

	R3		R4		R5		R6		R7		R8(見込み)		
	1号認定	2.3号認定	1号認定	2.3号認定	1号認定	2.3号認定	1号認定	2.3号認定	1号認定	2.3号認定	1号認定	2.3号認定	
スマはび丘 の上station	0歳児		2人		0人		4人		2人		2人		3人
	1歳児		1人		9人		7人		7人		7人		9人
	2歳児		0人		1人		10人		12人		10人		7人
	3歳児	0人	0人	2人	3人	0人	5人	1人	11人	0人	11人	0人	8人
	4歳児	0人	0人	0人	0人	2人	3人	1人	5人	0人	9人	0人	11人
	5歳児	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	5人	1人	5人	0人	8人
	合計	0人	3人	2人	14人	2人	29人	3人	42人	1人	44人	0人	46人
	3人		16人		31人		45人		45人		46人		

●豊中区域

(ア) 1号認定(3~5歳/幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	39	40	36	36	34
確保方策	270	270	270	270	270

(イ) 2号認定(3~5歳/幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	149	152	137	137	129
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳/保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	32	33	29	30	28
確保方策	保育所・認定こども園	30	30	30	30

(エ) 3号認定(0~2歳/保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	27	26	26	25	24
確保方策	保育所・認定こども園	26	26	26	26
	地域型保育事業	5	5	5	5
	認可外保育施設	6	6	6	6
	合計	37	37	37	37
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	42	41	40	38	37
確保方策	保育所・認定こども園	59	59	59	59
	地域型保育事業	5	5	5	5
	認可外保育施設	5	5	5	5
	合計	69	69	69	69

3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		51	45	44	43	41
確保方策	保育所・認定こども園	65	65	65	65	65
	地域型保育事業	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
	合計	75	75	75	75	75

●詫間区域

(ア) 1号認定(3~5歳/幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		21	19	18	17	17
確保方策		120	90	90	90	90

(イ) 2号認定(3~5歳/幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		28	25	24	23	22
確保方策		1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳/保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		125	113	105	99	97
確保方策	保育所・認定こども園	170	125	125	125	125

(エ) 3号認定(0~2歳/保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		20	20	19	18	18
確保方策	保育所・認定こども園	20	20	20	20	20
3号認定(1歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		34	33	32	30	30
確保方策	保育所・認定こども園	42	37	37	37	37
3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		30	32	31	29	28
確保方策	保育所・認定こども園	48	43	43	43	43

(2) 各区域の量の見込みと確保方策

●高瀬区域

(ア) 1号認定(3~5歳/幼稚園・認定こども園を利用)

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	34	30	30	30	30
確保方策	325	325	325	325	325

(イ) 2号認定(3~5歳/幼稚園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	93	82	83	78	80
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳/保育所・認定こども園を利用)

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	157	140	141	131	135
確保方策	保育所・認定こども園	137	137	137	137

(エ) 3号認定(0~2歳/保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用)

(単位:人)

3号認定(0歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	66	64	62	60	60
確保方策	保育所・認定こども園	51	51	51	51
	地域型保育事業	13	13	13	13
	合計	64	64	64	64
3号認定(1歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	78	75	73	71	69
確保方策	保育所・認定こども園	73	73	73	73
	地域型保育事業	9	9	9	9
	合計	82	82	82	82
3号認定(2歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	68	79	76	74	72
確保方策	保育所・認定こども園	79	79	79	79
	地域型保育事業	9	9	9	9
	合計	88	88	88	88

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の変更

1 事業の概要

「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、原則0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業であるが、平成29年から、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされている。

また、令和5年4月にはこどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、小規模保育事業にて3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができる旨の通知が発出された。

こうした実施状況を踏まえつつ、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）において、満3歳以上の保育を必要とするこどものみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設され、全国展開されることとなった。（施行日：令和8年4月1日）

2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の変更

「満三歳以上限定小規模保育事業」の創設に伴い、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画で満三歳以上限定小規模保育事業の創設を勘案した量の見込み、確保方策及びその実施時期を定める必要があるが、三豊市では第三期市町村子ども・子育て支援事業計画である三豊市こども計画を令和8年4月に策定し、満三歳以上限定小規模保育事業については記載していません。

- ・「満三歳以上限定小規模保育事業」の量の見込みについては、三豊市こども計画の「2号認定の量の見込み」に含まれている
- ・認定こども園等において、満3歳以上の保育ニーズに対応している

以上のことから、本市においては、事業単独での「量の見込み」及び「確保方策」の設定は行わない。

【参考】

満三歳以上限定小規模保育事業に係るQA【第二版（令和7年10月27日時点）】より抜粋

仮に当該必要利用定員総数が零である場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画において、当該必要利用定員総数を零と定めていただく必要があるものと考えます。

ただし、当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。

2. 就学前教育・保育事業

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設(確保方策)
1号	3~5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3~5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園・認可外保育施設
3号	0~2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業 認可外保育施設

※「地域型保育事業」

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0~2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

本市には、小規模保育事業所が5か所(令和7年3月31日時点)あります。

※「認可外保育施設」

認可を受けていない保育施設の総称です。保育の必要性等の認定が不要であるため、入所に際しては各施設事業者と保護者の直接契約となります。ただし、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設を地域枠で利用する場合には認定が必要となります。

本市には、2か所の企業主導型保育施設があり、国の指針により、認可外保育施設(企業主導型保育施設の地域枠)を「量の見込みと確保方策」(次ページ以降)に設定しています。

(1) 三豊市全体の量の見込みと確保方策

(ア) 1号認定(3~5歳/幼稚園・認定こども園を利用)

保育ニーズの高まりを受けて、1号認定については第2期計画期間中の実績は減少傾向にありますが、引き続き子育て家庭のニーズを受け止められる施設整備に努めます。なお、確保方策には、次に示す(イ)2号認定(3~5歳/幼稚園を利用)と合わせた数値を記載しています。

(単位:人)

1号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	148	142	136	131	127
確保方策	1,005	975	975	975	975

(イ) 2号認定(3~5歳/幼稚園を利用)

2号認定における幼稚園の利用希望は、実際は1号認定の扱いとなりますが、教育ニーズのある家庭としてとらえられます。その定員は定めていないため、(ア)1号認定の確保方策で満たすものとして計上しています。

(単位:人)

2号認定(3~5歳)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)	346	336	317	309	294
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定(3~5歳/保育所・認定こども園・認可外保育施設を利用)

本市のこどもの人口は減少傾向にありますが、第2期計画期間中の実績は急激な増加となりました。人口推計によると本市のこどもの人口は今後も減少が見込まれますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		570	529	517	489	489
確保方策	保育所・認定こども園	662	617	617	617	617
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
	合計	664	619	619	619	619

(エ) 3号認定(0~2歳/保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設を利用)

国の定めにより、0歳、1歳、2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位:人)

3号認定(0歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		152	148	144	139	136
確保方策	保育所・認定こども園	152	152	152	152	152
	地域型保育事業	31	31	31	31	31
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	合計	192	192	192	192	192

3号認定(1歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		239	233	227	218	213
確保方策	保育所・認定こども園	285	280	280	280	280
	地域型保育事業	27	27	27	27	27
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
	合計	320	315	315	315	315

3号認定(2歳)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(推計値)		239	247	239	231	224
確保方策	保育所・認定こども園	316	311	311	311	311
	地域型保育事業	23	23	23	23	23
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
	合計	351	346	346	346	346

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

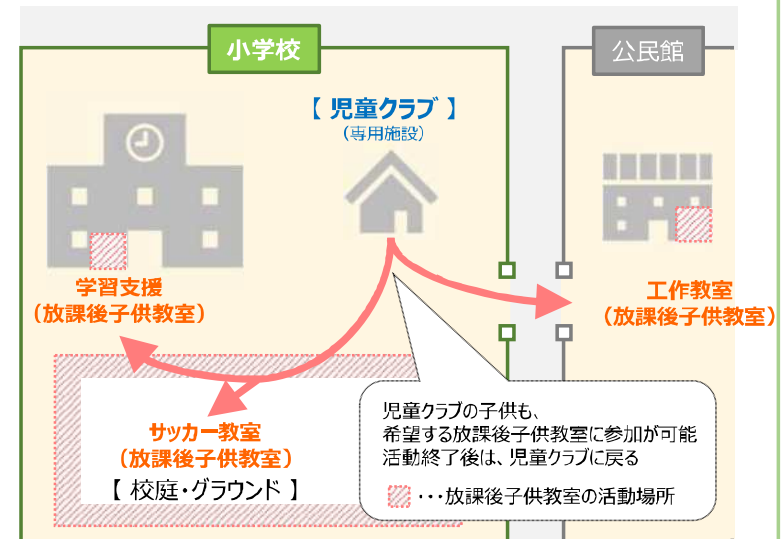
- ▶ 同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月			
火		実施なし	
水	15:30～18:30	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木			(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金		実施なし	
土	08:30～18:30	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし		(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室

学校敷地内
専用施設

クラブの子供も参加

クラブの子供も参加



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの